構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県小県郡 真田町

2 構造改革特別区域の名称

真田町地域分散型サテライト特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県小県郡真田町の全域

4 構造改革特別地域の特性

真田町は本州のほぼ中央に位置し、長野県の東北部にあって、総面積 181.90 k m²、周囲を山々に囲まれて川の流域に集落や田畑が点在する農村地帯であり、人口 11,765 人、高齢者人口は 2,803 人、高齢化率は 23.8%の準過疎地帯であります。

町の長期振興計画において「福祉健康のまちづくりの推進」を提唱し、「健康に暮らせる地域の実現」・「手と手をとりあう福祉のまちづくり」・「みんなで支えあう福祉のまち」を3本柱に、町の中心部に「ふれあい福祉健康ゾーン」を設定し、福祉センター・保健センター・温泉プールを併設したさなだ温泉ふれあいさなだ館、山村広場運動公園等を整備し、真田町に住む人が健康で明るく、そして各年代層誰もが、生きがいをもって生活できる施策を進めてまいりました。

また、本町では、高齢者や障害をもつ人などの福祉施策と子育てを安心してできる環境づくり、各年代層にあった保健強化を積極的に展開し、子供からお年寄りまで心身ともにいきいきとした「健康日本一」のまちづくりを推進しております。

平成5年には「ふれあい福祉健康ゾーン」内に高齢者総合福祉施設アザレアンさなだを誘致し、本施設を拠点とした特別養護老人ホームにおいて、施設サービスや各種在宅介護サービスを行うとともに、「地域分散ケア」を積極的に展開すべく、町内の小学校区を単位として、グループホームや宅幼老所等の整備を図り介護サービスを実施してまいりました。

これからの高齢者施策は、積極的な介護予防事業の推進を図るとともに、要介護者が慣れた地域で介護を受け、地域での生活を継続していく重要性に鑑み、施設で介護を受ける高齢者が一箇所に集って介護を受けるのではなく、住み慣れた地域に分散し、人間としての権利が守られつつ家庭的な介護が受けられるように施設整備を行う必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

団塊の世代が高齢化する 2015 年を視野においた高齢者施策の展開では、介護予防事業をはじめとする生きがい施策等の推進、在宅福祉サービスの充実、利用者のニーズにあった施設整備、地域ぐるみの福祉の推進が必要です。

これらの「高齢者福祉施策」の一環として、特別養護老人ホームが町内に分散することにより、高齢者が住み慣れた場所で居住できるという安心感が高まり、また高齢者以外にあっても老後は安心して暮らせるという気持ちが高まります。

また、介護相談拠点・介護予防拠点が町内の各地域で確立することから、 住民が安心できるまちづくりの一環となるとともに、地域に介護拠点ができる ことによって、地域住民・子供たちとも心の触れ合いが容易になり、高齢者と の交流の機会が増大し地域ぐるみの福祉の展開が期待されます。

今回の特例措置の適用により、施設サービス事業者は、民間(個人・事業者)から施設の借り入れが可能となることから、事業の開始による初期投資額を極力抑制することができ、かつ、貸与を受けている不動産について、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定することにより、継続的な事業運営が保証され計画的事業運営が可能となりました。

なお、併せて整備する短期入所施設及び宅幼老所は、住み慣れた地域で生活する在宅の要介護者を 24 時間・365 日体制で支えるものであり、第3期介護保険計画策定に当たって主要な事業として位置付けされる、「地域密着型サービス」の実現に繋がるものと思われます。

6 構造改革特別区域計画の目標

真田町では、住む人が健康で明るくそして各年代層の町民誰もが生きがいをもって生活ができるように、高齢者や障害をもつ人の福祉施策とあわせて子育てを安心してできる環境づくりや各年代層にあった保健事業の強化を積極的に展開し、子供からお年寄りまで心身ともに生き生きとした「健康日本一」のまちづくりを推進しています。

特に団塊の世代が高齢化を迎えるに当たって、健康管理体制の強化を図り 病気の早期発見のための検診や生活習慣病予防対策の実施、高齢者が生きがい をもって活躍できる施策を積極的に推進し、要介護・認知障害等のための介護 予防事業を強力的に押し進めています。

また、要介護状態に至った高齢者にあっては重度化を抑制するための介護予防検診を行うとともに、在宅での要介護者にあっては住み慣れた地域での生活を 24 時間・365 日体制で支える観点から、今回の特区計画の実施により、要介護者の日常生活圏域内における地域密着型サービスの充実強化を図ります。

さらに、施設入所者にあっては要介護者が慣れた地域で居住し介護を受け地域での生活を継続していく重要性に鑑み、施設で介護を受ける高齢者が一箇所に集って介護を受けるのではなく、住み慣れた地域に分散し、人間としての権利が守られつつ家庭的な介護が受けられるように施設整備を行います。

今回の特例措置の適用により「サテライト型居住施設」の整備が図られ、 高齢者の尊厳を支えるケアの確立、高齢者が安心して住み続けられる環境整備 ができ、少子高齢化社会を迎える時代にあって「健康日本一」のまちづくりの 推進に大きく寄与するものであります。

なお、今回の規制緩和措置は同様な状況にある全国の施設サービス事業者にとって朗報であり、本特区認定による事業実施は今後全国への波及も見込まれます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす社会的経済的効果

人口推計からみる当町の高齢化率は、団塊の世代が高齢者となる平成 26 年度に 27%となるとともに、以降高齢化率及び高齢者世帯は年々増加の一途をたどる状況にあります。

また、団塊の世代はこれまでとは異なる多様なライフスタイルを有していることから、介護においても、住み慣れた地域で居住し、24 時間・365 日安心して適切な介護を受けられることなど、多様な介護サービスを要求される状況にあります。

特に介護施設にあっては「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」が要求され、 多床室から個室・ユニット化を推進していかなければならない状況であることから、特区計画の実施により、施設サービスを受けている町内の要介護者・ 家族の要望に応えることができます。

なお、併せて整備される「短期入所施設」・「小規模宅幼老所」により、介護予防の拠点が地域に確立され、高齢者も住民も人間らしく安心して住める地域づくり、地域住民の各世代間の交流による地域づくり、健康で健やかな生活のできる地域づくりが推進できるとともに、規制緩和要件である人員基準、設備基準等の適用を受ける事により、人件費等経常経費の節減に繋がり

経営の安定化が図れます。

さらに、これらの施設整備に伴い要介護者が短期入所生活介護及び通所介護サービスを受けることにより、要介護状態の重度化が抑制できる効果が期待されます。

- 8 特定事業の名称
 - 928 サテライト型居住施設設置事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項
- (1) 菅平グループホーム建設事業

地域分散型ケアの一環として小学校区を単位とした高齢者福祉施設整備を推進してきましたが、平成 17 年度菅平地区に建設するグループホームの建設をもって、町内 4 地区全てにグループホーム及び宅幼老所が整備され、住み慣れた地域に分散し、人間としての権利が守られつつ家庭的な介護が受けられる施設整備が完了することとなります。

(別紙)

1 特区事業の名称

番 号 928 特定事業の名称 サテライト型居住施設設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

社会福祉法人 惠仁福祉協会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定の日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、真田町を全域として特区内の特別養護老人ホームの 定員の範囲内で、その一部を小規模な居住拠点として住み慣れた地域で生活 を継続するため、地域に分散し人間としての権利が守られつつ家庭的な介護 が受けられるように施設整備を行います。

(1) 当初から本特例の措置の適用を受けることを想定している事業所の名称 事業者の名称及び住所

名 称 社会福祉法人 恵仁福祉協会 特別養護老人ホームアザレアンさなだ

住 所 長野県小県郡真田町大字長 7141 番地 1

事業が行われる範囲

長野県小県郡真田町の全域

サテライト型居住施設の名称及び住所

名 称 アザレアンさなだ

住 所 長野県小県郡真田町大字本原 772 番地 2

事業概要

施設面積 554.85 m²

利用定員 12人(短期入所施設4人を含む)

主 な 設 備 居室(12)、食堂・機能訓練室(2)、キッチン(1)、浴室(1) スタッフルーム(1)

そ の 他 居室においては施設内玄関及び外玄関を有する。

併せて行う事業

施設面積 143.10 ㎡

施設の名称「小規模宅幼老所 大畑の家」

利用定員 10人

主 な 設 備 食堂・機能訓練室(1)、相談室(1)、静養室(1)、談話室(1)、キッチン(1)、浴室(1)、スタッフ室(1)

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)要件適合性を認めた根拠
 - ア 立地等について

本施設の設置場所は、上田市との境界に近い国道 144 号線沿線の公共 交通の利用も便利な本体施設から 2 km ほど離れた場所にあり、隣接地に は地元自治会のコミュニティ施設である区民広場があり、家族及び地域 住民との交流の機会が確保される。

イ 規模等について

- (ア) ユニットの数が1又は2であることが必要であり、また、サテライト型居住施設に併設され、これと一体的に運営が行われる指定居宅サービス事業所がある場合には、その利用定員の合計が20人を超えないことが必要です。サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部について、小規模生活単位型特別養護老人ホーム又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基準を満たすこととなることが必要です。
 - ▶ ユニット数 1
 - 併設される事業所の定員 14 人(短期入所施設4人、小規模宅幼老所10人)
 - ▶ 本体施設の改修

本施設の竣工に併せ本体施設の4人部屋の入所者8人を本施設に移動し、4人部屋2室を個室4室にし、2人部屋2室はユニットスペースとして改修を行い、介護保険法に基づく小規模生活単位型特別養護老人ホームの指定申請を行う。

- ウ 人員基準について
- (ア) 施設長・管理者にあっては本体施設の施設長・管理者と兼ねることができる。
 - ▶ 本施設の施設長・管理者は本体施設と兼務する。

- (イ) 介護職員又は看護職員のうち、1人以上が常勤者であること。
 - ▶ 本施設と併設される短期入所施設の介護職員は、6名の常勤職員によって運営する。(人員按分で換算すると本施設介護職員は4名)
 - ▶ 看護職員については、本体施設の職員が兼務をする。(非常勤)
- (ウ) 事務員その他職員については本体施設と連携を図ることにより、入 居者に支障がないときは、これを置かないことができる。
 - ▶ 本体施設の事務員等と連携を図ることにより、サテライト型施設の 効果的な運営を期待することができ、入居者の処遇に支障がないこ とから、本体施設の職員が兼務する。
- (I) 生活相談員については、本施設が指定通所介護事業所を併設する場合であって当該施設と事業所が一体的に運営されるときは、両施設の相談員は相互に兼ねることができる。
 - ▶ 「サテライト型居住施設」と併設される「小規模宅幼老所 大畑の家」が一体的な事業運営を行うため、生活相談員については兼務する。

エ 設備基準について

- (ア) 医務室については、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ臨床検査設備を設けることで足りるものとしている。
 - ▶ 医務室内に必要な医薬品及び医療機器を備える。(オートクレーブ、 吸引器、酸素ボンベ等)
- (イ) 調理室については、本体施設で調理する場合であって、運搬手段に 適切な措置がされているときは、簡易な調理設備を設けることでた りる。また、栄養士及び調理職員については本体施設職員と連携を 図ることにより効果的な運営ができる場合にあって、入居者に支障 がないときは置かないことができる。
 - ▶ 本体栄養士が献立を行い、クックチルド方式の食材を利用しコンベクション方式での調理を行うことから、簡易な調理設備(キッチン) 1 箇所で行う。
 - 本施設の栄養士及び調理職員については本体施設職員と兼務する。
- (ウ) 既存の建物を利用した廊下の幅について
 - ▶ 本施設は新設であり、基準省令に基づいて建設する。

オ 土地及び建物の取り扱いについて

(ア) 当該社会福祉法人の経営するサテライト型居住施設について、その 用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を 受けている施設の定員の合計が、当該法人が経営する入所施設の定 員の合計の2分の1を超えないこと。

- ▶ 本体施設の長期入所定員は50名であり、本施設定員は8名となっており問題ない。
- (イ) 貸与を受けている不動産について、当該施設を経営する事業の存続 に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する。
 - 公正証書として賃貸借契約を締結する。
 - ➤ 登記簿乙区欄において、第1順位として本施設を設置する事業者の 金融機関の融資に伴う抵当権の設定、第2順位以降については当該 社会福祉法人が20年間の定期借家権の設定、第3順位として売買予 約登記を行う予定。
- (ウ) 賃借料は、地域の水準に照らして適正以下であるとともに、安定的 に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ➤ 賃借料の設定にあたっては、当該施設設置者の施設建設に伴う初期 投資額及び今後発生する返済金原資・利息、公租公課、経常利益等 を積み上げ、20年間の賃借権を基に積算したものである。なお、本 賃借料は、当該法人が自ら用地を取得し施設整備を行った場合と比 較し20年間で借入金及び利息相当分として約8,100万円の経費節減 になるとともに、地域の水準と比較しても非常に廉価である。
 - ▶ 12月2日の法人理事会において、賃借料をはじめとする本事業計画 (案)が承認された。

(2)サテライト型居住施設の位置付けについて

サテライト型居住施設は、老人福祉法及び介護保険法上は、本体施設と は独立した施設であることから独立した施設としての届出が必要である。

- ア 「サテライト型居住施設」については、老人福祉法に基づいて設置認可申請を行う。
- イ 「短期入所」及び「小規模宅幼老所・大畑の家」については、介護保険 法に基づき、短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所として指定申 請を行う。